

宇 都 宮 市 下 水 排 除 基 準 表

項 目	下水道の施設を保全するための規制	下水道の放流水の水質を下水道法第8条の技術上の基準に適合させるための規制			
		特定事業場			非特定事業場
		日平均排水量 50 m ³ 以上	日平均排水量 30 m ³ 以上 50 m ³ 未満	日平均排水量 30 m ³ 未満	排水量にかかわらず
カドミウム及びその化合物	—	0.03 mg/l以下		0.03 mg/l以下	
シアン化合物	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下	
有機リン化合物	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下	
鉛及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
六価クロム化合物	—	0.1(0.5)mg/l以下		0.1(0.5)mg/l以下	
砒素及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	0.005 mg/l以下		0.005 mg/l以下	
アルキル水銀化合物	—	検出されないこと		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	—	0.003 mg/l以下		0.003 mg/l以下	
トリクロロエチレン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
テトラクロロエチレン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
ジクロロメタン	—	0.2 mg/l以下		0.2 mg/l以下	
四塩化炭素	—	0.02 mg/l以下		0.02 mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	—	0.04 mg/l以下		0.04 mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	—	1 mg/l以下		1 mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4 mg/l以下		0.4 mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	—	3 mg/l以下		3 mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06 mg/l以下		0.06 mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	0.02 mg/l以下		0.02 mg/l以下	
チウラム	—	0.06 mg/l以下		0.06 mg/l以下	
シマジン	—	0.03 mg/l以下		0.03 mg/l以下	
チオベンカルブ	—	0.2 mg/l以下		0.2 mg/l以下	
ベンゼン	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
セレン及びその化合物	—	0.1 mg/l以下		0.1 mg/l以下	
ほう素及びその化合物	—	* 10 mg/l以下		* 10 mg/l以下	
ふっ素及びその化合物	—	* 8 mg/l以下		* 8 mg/l以下	
1,4-ジオキサン	—	* 0.5 mg/l以下		* 0.5 mg/l以下	
ダイオキシン類	—	10 pg-TEQ/l以下		10 pg-TEQ/l以下	
フェノール類	—	1(5)mg/l以下	1(5)mg/l以下	1(5)mg/l以下	
銅及びその化合物	—	3 mg/l以下	3 mg/l以下	3 mg/l以下	
亜鉛及びその化合物	—	* 2 mg/l以下	* 2 mg/l以下	* 2 mg/l以下	
鉄及びその化合物 (溶解性)	—	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	—	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	3(10)mg/l以下	
クロム及びその化合物	—	2 mg/l以下	2 mg/l以下	2 mg/l以下	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	—	* 380 mg/l未満		* 380 mg/l未満	
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量	—	600 mg/l未満	600 mg/l未満	600 mg/l未満	
浮遊物質	—	600 mg/l未満	600 mg/l未満	600 mg/l未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/l以下	5 mg/l以下	5 mg/l以下	
	動植物油脂類	30 mg/l以下	30 mg/l以下	30 mg/l以下	
温度	45 度未満	45 度未満		45 度未満	
よう素消費量	220 mg/l未満	220 mg/l未満		220 mg/l未満	

【表の見方】

- ・ ()の数值は、下河原水再生センターの処理区域に適用になります。
- ・ 水洗便所から排出される汚水に対しては、適用されません。
- ・ *は、一部暫定基準を適用しています。
- ・ ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）に該当する水再生センターの処理区域内の工場、事業場に適用されます。

赤色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の2第1項）

この基準を超えるおそれがある場合には、改善命令を行う場合を行うことがあります。（下水道法第37条の2）
また、この基準に適合しない排水を流した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金を受けることがあります。（下水道法第46条の2）

青色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の2第3項、第5項）

この基準を超えるおそれがある場合には、改善命令を行う場合を行うことがあります。（下水道法第37条の2）
また、この基準に適合しない排水を流した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、過失の場合は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金を受けることがあります。（下水道法第46条の2）

緑色の基準について（根拠法令：下水道法第12条の11、宇都宮市下水道条例第5条）

黄色の基準について（根拠法令：下水道法第12条）

この基準に適合しない排水を流した場合には、排水の水質を改善するよう命令することがあります。（下水道法第38条）